

流山市議会基本条例第27条第1項に基づく議会基本条例の検証及び見直し結果

平成25年1月10日 流山市議会 議会運営委員会

再検証項目等			検証及び見直し結果
(議会の運営原則)			
第3条第1項第1号	公開性、公正性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会を目指すこと。	➡ 「公開性」「公平性」「透明性」の確保、「開かれた議会」を目指してきたのは事実。しかし議会・議員と市民との情報ギャップなどは歴然としており、特に「公開性」「透明性」という点ではいっそうの取り組みが必要。	現状でも公開はされているが（ただし一部常任委員会・予算決算審査資料などで公開しきれていないものもある）、より一層の公開性に取り組んでいく必要がある。（運用上で更なる充実徹底を） ※信頼性の表記の点については原文の個所から削除し、「 <u>公開性、公正性、透明性を確保し、市民に開かれた信頼される議会を目指すこと</u> 」に修正をする。（H24.8.17）
第3条第1項第5号	流山市議会会議規則（昭和42年流山市議会規則第1号。以下「会議規則」という。）、流山市議会委員会条例（昭和42年流山市条例第11号。以下「委員会条例」という。）及び議会における先例又は申し合わせ事項は、継続して精査し、必要があれば見直しを行うこと。	➡ 15回地方自治法改正第100条第11項「会議規則」の改正	<u>関係法令の改正があれば、随時条例（会議規則など）の検証（修正含む）を行う。</u> （H24.8.17）
第3条第1項第6号	市民が傍聴の必要性を認識できる議会運営に努めること。	➡ 具現化は。	「傍聴の必要性を認識できる」を修正（会派持ち帰り）→「市民が傍聴をしたくなるような議会運営に努める」もしくは代替案を持ちより（H24.8.17）→ <u>全文削除（「市民が傍聴したくなるような議会」にしていくことを議会の総意であることを前提とする）</u> （H24.8.28）
第3条第1項第7号	分かりやすい言葉、表現を用いた議会運営に努めること。	➡ ①一般質問時の資料表示における会議録の在り方 ②傍聴：手話通訳や磁気ループ[難聴者用の器具]の設置	<u>条文の修正は必要なし。</u> ①パワーポイントを使用した際の会議録は、使用データを製本先に送り、正式な会議録に掲載する（現在では事務局が出力して、ファイリングしている状態）ルールは後日議論する。（H24.8.28）→ <u>プロジェクター・スクリーンを活用した一般質問の資料については、会議録の巻末添付とする。出力方式は白黒で、スライド枚数は1ページに2枚以内の掲載形式とする。なおパワーポイント資料の会議録掲載は白黒とする。動画は巻末資料には掲載されない。</u> （H24.9.4） ②議会費予算要望の際に議論する。（H24.9.4）
(議員の活動原則)			
第4条第1項（第1号・第2号・第3号）	第1項 議員は、次に掲げる原則に基づき活動を行うものとする。 第1号 議会が言論の府であること及び合議体であることを十分認識し、議員間の自由な討議を重んじること。 第2号 市民の多様な意見を的確に把握することに努め、市民全体としての福祉向上を目指すこと。 第3号 議員立法による積極的な条例提案を行うよう努めること。	➡ 国会：質問主意書 資料請求の位置づけ（行政の手元にある資料しか提出しない：チェックできない）	<u>原文通り。</u> ただし運用状況については今後更なる検証をしていく必要がある。（H24.8.28）
第4条第1項第2号	市民の多様な意見を的確に把握することに努め、市民全体としての福祉向上を目指すこと。	➡ 議会報告会以外の意見聴取の取り組み	<u>原文通り。</u> 意見徴収の具体性については議会広報広聴特別委員会で議論。（H24.8.17）
(会派)			
第5条第1項	議員は、同一理念を共有する他の議員と結成した政策集団として、議会活動を行うための会派を結成することができる。	➡ 同一会派で意見が分かれる場合は、会派を代表した討論を行わない	<u>原文通り。</u> （H24.8.17）

流山市議会基本条例第27条第1項に基づく議会基本条例の検証及び見直し結果

平成25年1月10日 流山市議会 議会運営委員会

再検証項目等		検証及び見直し結果
(代表者会議)		
第6条第1項	代表者会議について必要な事項は、流山市議会代表者会議要綱（平成21年流山市議会告示第1号）で定めるものとする。 → 公開に向けた取り組み	※会派代表者会議にて議論（H24.10.22）
(全員協議会)		
第7条第1項	全員協議会について必要な事項は、流山市議会全員協議会要綱（平成21年流山市議会告示第2号）で定めるものとする。 → 公開に向けた取り組み	※会派代表者会議にて議論（H24.10.22）
(市民参加及び市民との連携)		
第9条第1項	議会は、議会活動に関して有する情報を積極的に公表し、透明性を高めるとともに、説明責任を十分に果たすものとする。 → 第3条第1項と同じことが言える。「情報公開」「説明責任」に努めては来たが、議員と市民とでは入手できる情報の種類や量、アクセスの容易さにまだまだ大きなギャップが存在している。	第3条の検証時に議論した内容と同じ ※（現状でも公開はされているが（ただし一部常任委員会・予算決算審査資料などで公開しきれていないものもある）、より一層の公開性に取り組んでいく必要がある。）（運用上で更なる充実徹底を）（H24.10.22）
第9条第2項	条文の見直しは必要なし。ただし、市民参加条例が成立したことにとともに、市民の声を政策立案に反映させることが必須となっており、その制度・枠組み作りを検討する必要がある。また、議会報告会でいただく声等を如何に議会の政策形成に反映していくかについても検討する必要がある。（議会広報広聴特別委員会）議会運営会の視察報告（成果）も踏まえ、検討項目とされたい。	※第9条第2項の議論のために視察に行くことを踏まえ視察後（H24.11.8～H24.11.9）に検討議論をする。レポートは従来通り提出。（H24.10.22）→ 議会報告会の充実含め、今後も検討すべきこととする。（議会広報広聴特別委員会に意見を申し入れる） （H24.11.16）
(議会報告会)		
第10条第1項・第2項	議会報告会について条文はそのままで良いが、これまでの開催した結果をふまえ、議会報告会のあり方について議論が必要。	原文通り。 ※引き続き議会広報広聴特別委員会で議論する。（H24.10.22）
(議会と市長等との関係)		
第11条第1項	議会審議における議員と市長等との関係については、緊張関係を保持するものとする。 → 下線の具現化（文書質問、資料請求権の強化は）	原文通り。 第14条で検討（H24.10.22）
第11条第3項	会議において、議員は、一問一答方式を積極的に活用し、説明員は、議長の許可を得て、議員の質問等に対して反問することができる。 → 反問の通告なし及び個人情報も含め絶対的情報の量及び収集体制が違う中で、本当に平等といえるのか（首長の権限の軽視） 答弁整理に必要な暫時休憩は当然の権利 ※平成21年4月からの実績14回（日本共産党11回、社会民主党1回、民主党1回、流政会1回）→この違いは何を意図するのか。	原文通り。 別途、運用上（反問権のルール）の見直しをする機会を設ける。※平成24年12月議会・平成25年3月議会などでの反問事例をみて検証する。（H24.10.22）
(適正な議会費の確立)		
第12条第3項	条文の見直しは必要なし。ただし、一般会計の予算総額が増加する中では、二元代表制の一翼を担う機関である議会費の予算総額もスライド的（割合）に拡充の余地があってもよい。（議会費の予算要望の際には十分な議会内審査も必要であることを前提として）	原文通り。 ただし社会環境を踏まえ適正な議会の確立に向けた予算要望を行うこととする。（H24.10.22）

流山市議会基本条例第27条第1項に基づく議会基本条例の検証及び見直し結果

平成25年1月10日 流山市議会 議会運営委員会

再検証項目等			検証及び見直し結果
(市長による政策形成過程の説明)			
第14条第1項第7号	将来にわたる政策等の効果及びコスト	➡	運動公園再整備及び体育館建替え計画では実施されていない。
(予算及び決算における説明)			
第15条第1項	議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前条の規定に準じて、市長に対し、分かりやすい施策別又は事業別の説明を行うよう求めるものとする。	➡	説明を省く結果が目立っている。原則的な時間設定が必要な質問ができない状況にある。
(自由討議の保障及び拡大)			
第16条第1項	議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員相互間の自由討議を中心とした運営に努めるものとする。	➡	「中心とした」を改めるよう要検証
第16条第1項	また、議会報告会、常任委員会、特別委員会等においては、多様な方法で議員間討論を行うよう努めるものとする。	➡	左記を原文に追加する。
第16条第1項	議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員相互間の自由討議を中心とした運営に努めるものとする。	➡	「自由討議を中心」なら…自由討議は賛否で可否同数の場合は可能な限り実施する方向で調整する。基本的には、議案質疑の内容が中心。
第16条第2項	議会は、前項の議員相互間の自由討議を拡大し、条例、意見書等の議案提出を積極的に行えるよう努めるものとする。	➡	「拡大し」を改めるよう要検証
(委員会の適切な運用)			
第17条第3項	委員会審査に当たっては、資料等を積極的に公開し、市民に分かりやすい議論を行うよう努めなければならない。	➡	常任（特別も）委員会における審査資料の公開（傍聴者への配布）インターネット中継時における表示（見てわかりやすい中継）
(政務調査費の執行及び公開)			
第18条第3項	条文の見直しは必要なし。ただし政務調査費の使用にあたっては全国的に再考の声もあるほか、当市議会内でも会派ごとにより会派単位の使用や個人使用の定義が明確化されておらず議会内で統一化を図るといった調査研究や議論が必要である。		条文中の「政務調査費」を「政務活動費」に改める。 運用検証は済みとする。（会派代表者会議の結果を踏まえ、政務調査費に関する条例の改正を検討するため）（H24.12.26） ※別途議論をする（平成24年11月27日の会派代表者会議の結果をみる）（H24.11.16）
(議員研修の充実強化)			
第19条第2項・第3項	第2項 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議員研修の充実強化を図るものとする。 第3項 議会は、議員研修の充実強化に当たり、広く各分野から専門的知識を取り入れるよう努めるものとする。	➡	政策法務の役割（当局職員との併用は当局の論理に片寄りかねない）
			原文通り。（ただし法制担当職員の強化（予算化を含む）要望を行う）（H24.11.16）

流山市議会基本条例第27条第1項に基づく議会基本条例の検証及び見直し結果

平成25年1月10日 流山市議会 議会運営委員会

再検証項目等		検証及び見直し結果
(議会事務局の体制整備)		
第20条第2項	議長は、議会事務局の体制整備のため、大学等研究機関並びに専門的な知識及び経験を有する者の積極的な活用を図ることができる。 →	別に、専門的知見の条項が規定されている。 原文通り。 別途議論が必要。(H24.11.16)
(議会図書室の利用)		
第21条第1項	議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議会図書室の図書の実に努めるものとする。 →	図書購入の受付 原文通り。 ※議員からの書籍購入の依頼を受ける方向にする。また市立図書館にいる図書館司書を活用し、国会図書館等の機能との連携を図ることとする。(H24.11.16)
第21条第2項	議会は、議会図書室の市民による利用を積極的に推進しなければならない。 →	運用に無理が無いかな。 下線部分の修正：「議会は、議会図書室が市民にとって利便性が高いものとなるよう努めるものとする。」 (H24.12.26)
(議会広報の充実)		
第22条第1項	議会は、市議会ホームページ等の情報通信技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用し、多くの市民が議会及び市政への関心を高めるための体制整備並びに議会広報活動の充実強化に努めるものとする。 →	下記のとおり2項立にする。 第22条第1項 議会は情報公開と情報発信の手段として市議会ホームページの充実を努める。多くの市民がアクセスしたくなるような魅力的なコンテンツを絶えず更新するものとする。 第22条第2項 議会は読みやすくわかり易い議会だよりの編集に努めるものとする。 原文通り。 (H24.9.4)
(議員定数)		
第25条第1項	条文の見直しは必要なし。ただし、議員定数については議会運営委員会でも当初より、見直し(増減及び現状維持を含め)の議論をすることが、既に合意形成されているため、今年度中に第2項で規定された参考人制度もしくは公聴会制度を実施し、市民の意向を確認すべきである。とくに地方自治法が改正されたことから、本市においても適正な議員定数について、第26条の議員報酬と併せて議論を深める必要がある。	原文通り。(内容については別途協議する) (H24.12.26)
第25条 (第1項・第2項・第3項)	第1項 議員定数は、流山市議会議員の定数を定める条例(平成14年流山市条例第25号)で定めるものとする。 第2項 議会は、議員定数の改正に当たっては、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用することにより、市民の意向を把握し、本市の実情にあった定数を検討するものとする。 第3項 議員が議員定数を改正する議案を提出するに当たっては、改正理由の説明を付して議長に提出するものとする。 →	全般について要検証 原文通り。(内容については別途協議する) (H24.12.26)

流山市議会基本条例第27条第1項に基づく議会基本条例の検証及び見直し結果

平成25年1月10日 流山市議会 議会運営委員会

再検証項目等		検証及び見直し結果
(議員報酬)		
第26条 (第1項・第2項・第3項)	<p>第1項 議員報酬は、流山市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年流山市条例第64号）で定める。</p> <p>第2項 議会は、議員報酬の改正に当たっては、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用することにより、市民の意向を把握することができる。</p> <p>第3項 議会は、前項の規定により把握した結果について、市長に提出することができるものとする。</p>	<p>日当の妥当性</p> <p><u>原文通り。（内容については別途協議する）</u>（H24.12.26）</p>
※通年議会条項の追加	<p>新たな条項の設置検討。3月9日に提出された法案が国会で通過（可決）※別添関連資料参照。平成21年3月の議会基本条例策定時にも議論となったが、当時は地方自治法でも「通年議会」の実施が法文解釈の範囲に留まっていたことから、条項の設置は見送られた。この度の法改正により、二元代表制及び市民にとって、どんなメリットがあるかという観点からも「通年議会」の導入を図るべきと考える。※関連資料別添</p>	<p><u>新規追加は見送り（申し送り事項として具体的に盛り込む）</u> （H24.12.26）</p> <p>※平成24年11月14日の議員研修会後に検討する。 （H24.10.22）→会派に持ち帰り要検討（H24.11.16）</p>
※議会の附属機関の設置条項の追加	<p>新たな条項の設置検討。現状では三重県議会と所沢市議会等が導入済。※別添資料参照。北海道議会も今後導入する方向で準備中の模様。参考人制度や公聴会とは違い議会版審議会として恒常的に実施する第三者機関の会議体を設置をすることで、議員定数の見直し等の議論を深めるなど「市民に開かれた議会」の実現のため、今後、必要不可欠な条項と考える。</p>	<p><u>時期早尚</u>（H24.10.22）</p>